

保育所・学童クラブ利用保護者 様

新型コロナウイルス感染にかかる保育所等 の開所に関する基本的な考え方について

日頃は、感染拡大防止にかかる対応へご協力を賜り、保護者の皆様へは心より感謝申し上げます。

さて、本町における新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる保育園利用の対応におきましては、県内及び町内の感染状況に応じ変動する現状が続いており、保護者の皆様におかれましては、その変動への対応に苦慮されていることと存じます。

つきましては、新型コロナウイルス感染にかかる保育所等の開所に関する基本的な考え方を、下記のとおりまとめましたのでご承知おきいただき、その対応へご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 保育所等の開所に関する基本的な考え方(国通知に基づくもの)

(1) 保育所等の開所について

保育所等は、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所いたします。

(2) 緊急事態宣言との関係

<緊急事態宣言の対象地域>

都道府県知事の要請に応じた施設の使用制限、保育の提供の縮小や臨時休園の検討を行うこととなっています。

※沖縄県は、令和2年9月5日に緊急事態宣言が解除されました。

2 本町の保育所等で感染症が発生した場合の臨時休園等の目安について

個別の発生状況に応じ異なりますが、概ね次に掲げる取扱いとします。

- (1) 園児(児童)又は職員が感染した状態で登園していた場合、臨時休園を行うことを基本とします。(全部又は一部)

なお、その期間は、施設内の消毒、保健所の調査やその後の体調把握等に要する日数を勘案し、本町が保健所と相談のうえ休園期間を決定し保護者へ通知します。

(2) 園児(児童)又は職員が濃厚接触者として特定された場合、開所を基本とします。

なお、濃厚接触者として特定された園児(児童)や職員は、保健所の健康観察期間が終了するまで、保健所の指示により登園や出勤を控えていただくことになります。

(3) 家族等が濃厚接触者として特定された場合

原則として開所を継続しますが、そうした園児(児童)が複数いるなど、地域での流行が認められる場合は、臨時休園(全部又は一部)も検討します。

※その他、衛生対策強化の観点から臨時消毒作業を行う等により、短期の臨時休園を行う場合があります。

3 保護者の皆様へ PCR 検査等に係る情報提供のご協力について(お願い)

保育所等において園児(児童)や職員の陽性が判明した場合には、臨時休園等の対応をとることが見込まれます。そうした対応等への備えを円滑に行う観点から、下記の場合には、利用する保育所等への情報提供にご協力ください。

(1) 園児(児童)やご家族等が、陽性者の濃厚接触者として特定された場合

(2) 上記(1)以外であっても、園児(児童)やご家族等がPCR 検査を受けることとなった場合

※濃厚接触者の特定は、保健所が行います。

※個人情報各保育所等で厳重に管理いたします。また、本人の同意なく個人が特定される形で公表することはありません。

令和2年9月

与那原町長 照屋 勉